

飼育希望者のみなさまへ

堺市犬猫飼育希望登録には以下の条件がございます。ご登録前に以下の条件が満たされていることをご確認ください。

- 譲り受けようとする犬または猫（以下「譲受犬猫」という。）動物を飼育しようとする本人であること。
- 営利を目的としていないこと。
- 譲受犬猫の飼育について、同居する家族全員の同意が得られていること。
- 18歳以上の者であること。ただし、単身者若しくは65歳以上の者（10歳以上の犬猫を希望する場合は75歳以上）が飼育者しようとする場合は、万一、飼育困難な状況になった時には当該動物を適正に飼育できる64歳以下の成人した者がいること。
- 原則として自ら居住する住居で譲受犬猫を飼育する予定であること。また、動物が飼育できない場所への転居予定がないこと。
- 譲受犬猫を飼育する場所が、犬又は猫の飼育を制限されていないこと。集合住宅もしくは賃貸住宅の場合等は、譲受犬猫の飼育が承認されていることが規約、契約書、承諾書等の文書で提出できること。
- 譲り受けた犬又は猫を終生適正に飼育できること。
- 同居の他の家族を含め多数の動物を飼育していないこと。
- 関係法令（狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、大阪府動物の愛護及び管理に関する条例、堺市動物の愛護及び管理に関する条例等）を遵守できること。また、現に違反していないこと。

堺市犬猫譲渡制度実施細目

(平成13年5月1日制定)

(平成30年5月1日一部改正)

(令和2年11月1日一部改正)

(令和6年11月1日一部改正)

1 趣旨

この細目は、堺市犬猫譲渡制度実施要領（以下「要領」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

2 申し出

(1) 要領第3条に基づく申し出は、原則として動物指導センターの窓口で受け付ける。

(2) 要領第3条第3項の書類は、次のものとする。

ア 飼育希望者誓約書（別記様式）

イ 本人確認書類（運転免許証、個人番号カード、その他）の写し

ウ 飼育希望者が、譲り受けた犬猫を飼育しようとする住宅が集合住宅もしくは賃貸住宅の場合にあっては、その犬猫が飼育できることを証する書類（賃貸契約書、管理規約、同意書等）の写し

エ その他動物指導センター所長が必要と認める書類

(3) 動物指導センター所長は、申し出を受け付けに際し、飼育希望者に対し、直接面談等により適正な譲渡実施のための情報収集若しくは、適正飼育のための情報提供を行うものとする。

(4) 登録の有効期間が終了した譲渡希望者又は飼育希望者が有効期間終了後1ヵ月以内に動物指導センター所長に登録継続を申し出たときは、申し出を行った日から3ヵ月間期間を再度登録する。

3 譲渡台帳の公開方法

動物指導センター所長は譲渡情報台帳を作成し、動物指導センターの窓口に備える。

4 登録者間の交渉方法

(1) 飼育登録者が譲渡希望動物の譲渡を希望する場合は、動物指導センター所長へ連絡する。

(2) 動物指導センター所長は、譲渡登録者の了承を得た上で、飼育登録者へ譲渡登録者の連絡先を教え、飼育登録者は交渉を開始する。

(3) 交渉期間は2週間とし、飼育登録者が1度に交渉できる譲渡希望動物は1頭とする。

(4) 交渉期間が終了もしくは交渉が成立しなかった場合は、譲渡登録者がすみやかに動物指導センター所長に報告し、動物指導センター所長は譲渡登録者に対し、申し出の継続又は取り下げの意思を確認する。

(5) 交渉が成立し譲渡が行われた場合は、飼育登録者はすみやかに動物指導センター所長に報告するとともに生後91日以上の子犬については、30日以内に飼い犬登録の変更手続きを行う。

6 登録の抹消

要領第17条に規定する別に定める事項は、次のとおりとする。

(1) 譲渡登録者又は飼育登録者が登録の抹消を希望したとき。

(2) 申し出の内容が虚偽であることが判明したとき。

(3) 譲渡希望犬猫が譲渡されたとき。

(4) 飼育登録者が本要領により譲渡を受けたとき。

(5) 登録の有効期間が終了したとき。

(6) その他動物指導センター所長が必要と認めたとき。

様式第2号（第3条関係）

堺市犬猫飼育希望登録申出書

堺市動物指導センター所長 殿

下記のとおり、（犬・猫）の飼育希望登録の申出をします。

申出者 (飼育希望者)	ふりがな 氏名	(生年月日 年 月 日 歳)			
	住所	〒			
	電話		FAX		
	昼間の連絡先		電子メール		
	現在の住居形態	一戸建・集合住宅 / 持ち家・賃貸			
	家族構成 (同居人)				

飼育希望動物	動物	犬・猫	種類		
	性別	オス・メス・どちらでもよい 理由 ()	年齢	仔犬・仔猫 (まで) 成犬・成猫 (~ 才) 高齢犬猫 (~ 才) でも可	
	体格	大型 (レトリバー位) ・ 中型 (柴犬位) ・ 小型 (マルチーズ位)			
	★何らかの病気が見つかった動物 (可 ・ 軽度なら可 ・ 不可)				
	その他の希望すること				

添付書類

- ☐ 誓約書
- ☐ 身分証明書の写し（運転免許証、個人番号カード、その他 ())
- ☐ 希望する動物（犬・猫）が飼育できることを証する書類（集合住宅・賃貸住宅の場合）
- ☐ その他 ()

【職員記入欄】

登録延長日	年 月 日	確認者		年 月 日	確認者		
	年 月 日	確認者		年 月 日	確認者		
交渉開始日	年 月 日	交渉者番号	譲渡No.	交渉結果	成立・不成立	不成立結果	再登録・末梢
	年 月 日	交渉者番号	譲渡No.	交渉結果	成立・不成立	不成立結果	再登録・末梢

飼育希望動物調査票

この調査票は、譲渡される動物が、あなたの家庭に合い、幸せに過ごせるよう、あなたの家庭の状況についてお聞きするものです。

主に世話をする人は誰ですか					
今回、希望する動物を飼うのは初めてですか				は い ・ い い え	
犬・猫を飼育したことがある場合	飼っていた動物の種類		性別		オス・メス
	飼育年数		() 年	不妊手術	☐ していた ☐ していなかった
	犬のみ	飼い犬登録	☐ していた（登録番号 ☐ していなかった		
		狂犬病予防注射	☐ していた ☐ していなかった		
	狂犬病以外の病気予防		☐ していた（具体的に ☐ していなかった ※かかりつけの病院（)		
	その動物はどうなりましたか		☐ 老衰で死亡 : 年齢 () 歳 ☐ 病気・事故で死亡 : 年齢 () 歳 ☐ 保健所で引き取り 理由 () ☐ 譲渡（譲渡先 :) 理由 () ☐ 現在も飼育 : 年齢 () 歳		
現在、他に動物を飼っていますか。				☐ はい ☐ いいえ	
はいの場合、飼っている動物についてご記入ください。 種類 () ・ 数 () 匹 ・ (オス・メス) (不妊手術 : 未・済) 種類 () ・ 数 () 匹 ・ (オス・メス) (不妊手術 : 未・済) 犬の場合登録番号 () ()					
家族の中で、飼育を希望する動物に対するアレルギーの人はいますか。				はい ・ いいえ	
近いうちに、家を引っ越しする予定はありますか。				はい ・ いいえ	
1日のうちで、人が留守をして動物だけが家にいる時間はありますか。				はい ・ いいえ	
はいの場合、それは何時間くらいですか				() 時間	
散歩にかけられる時間 (週 日、1日 回、平均 時間 分/日)					
動物の飼育（予定）場所はどこですか		☐ 屋外 具体的に () ☐ 屋内 具体的に ()			
なぜ、今回あなたは新たに動物を飼いたいと思ったのですか。					

誓約書

下記の事項について確認してチェックしてください

✓	項目
☐	1 私（申出者）本人が飼育します。
☐	2 営利又はこれに類する目的での申し出ではありません。また、譲り受けた動物を営利のために利用しません。
☐	3 申し出にあたり、同居する家族全員の同意が得られています。
☐	4 私は、18歳以上64歳以下の成人で、一人暮らしではありません。又は、65歳以上（10歳以上の犬猫を希望する場合は75歳以上）若しくは一人暮らしですが、動物の飼育が困難になった時、申立書（別紙）のとおり、代わりに飼育してもらえる20歳以上64歳以下の人がおり、その同意を得ています。
☐	5 私の住居で飼育します。また、動物が飼育できない場所への転居の予定はありません。
☐	6 飼育場所が、犬又は猫の飼育を制限されていません。 集合住宅や賃貸住宅の場合等は、動物の飼育が承認されていることが規約、契約書、同意書等の文書で提出できます。
☐	7 譲り受けた動物の本能、習性を理解するとともに、他人に迷惑をかけないように飼い主の責任を自覚し、終生適正に飼育管理できます。
☐	8 現在、多数の動物を飼育していません。
☐	9 関係法令（狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、大阪府動物の愛護及び管理に関する条例、堺市動物の愛護及び管理に関する条例等）を遵守します。また、現に違反していません。
☐	10 動物を適正に飼うために必要な費用（エサ代、予防注射費用、治療費等）を負担できます。
☐	11 譲渡情報台帳の動物を譲り受けようとするときは、申し出た私の情報を譲渡登録者に提供してもかまいません。
☐	12 譲り受けた後、当該動物に病気、問題行動、その他の問題が生じた場合、若しくは、その動物による問題が生じた場合も、堺市に対して一切責任を問いません。また、治療等に要した費用についても堺市に請求しません。
☐	13 譲り受けた動物に、不妊手術を1年以内に実施します。（不妊手術済み、高齢、疾病などの理由で手術を実施できない場合を除く。）また、不妊手術実施後は、動物指導センターに不妊手術実施報告書を提出します。

私は、堺市譲渡登録制度の趣旨を理解した上で、上記の事項を誓約いたします。

年 月 日

堺市動物指導センター所長 殿

住 所

氏 名

（申出者が自署しない場合は、記名押印をしてください。）

申立書

堺市動物指導センター所長 殿

住 所

氏 名

生年月日

電話番号 ()

堺市から譲り受けた（犬・猫）を継続飼育できなくなったときは、下記の者が、引取り、私に代わって適正に飼育管理いたします。

記

ふりがな 氏 名	(生年月日 年 月 日 歳)
住 所	〒
電 話	
申出者との 続柄	
添付書類	身分証明書の写し（ ☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード） ☐ その他（ ）

（注） 申立人が自署しない場合は、記名押印をしてください。

(参考様式)

飼育同意書

年 月 日

堺市動物指導センター所長 殿

住所

氏名

電話番号

物件名
物件所在地

私が所有（管理）する上記物件で
（ ）を飼育することに同意します。

が動物

条件

（注） 本人（法人にあっては、その代表者）が自署しない場合は、記名押印をしてください。